

入札心得

北九州市・水巻町鳥獣被害防止対策広域協議会（以下「協議会という。」）が行う一般競争入札は、地方自治法、同法施行令、北九州市契約規則及びその他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は事前に良く読み、間違いのないようにしてください。

1 入札参加手続き

公告、入札説明書をもとに入札参加手続きを行ってください。

2 入札の準備

- (1) 見積にあたっては、仕様書等をよく確認してください。
- (2) 仕様書等に疑義があるときは、指定された期間に照会してください。

3 入札書の記入

- (1) 入札書は、所定の様式を使用してください。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

4 入札の方法

- (1) 郵便による入札とします。
提出先：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所 産業経済局農林水産部鳥獣被害対策課 担当：木部
提出期限：令和7年9月4日（木） ※書留郵便で発送すること
- (2) 入札は代表者本人によるものとし、代理人による入札はできません。
- (3) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

5 入札の辞退

- (1) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができます。
競争入札参加申請書の提出後、事情により入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出をお願いします。

6 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期又は取消をします。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する場合の入札は、無効となりますので注意してください。

- (1) 入札参加者の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき。
- (3) 所定の入札書によらない入札をしたとき又は誤った業務名を記載したとき
若しくは入札書の記載事項について判読できないとき。
- (4) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 前各号のほか、指示事項に違反したとき。

8 入札に参加できない場合

次の各号に該当する場合は入札に参加することができません。

- (1) 入札書が提出期限までに到着しないとき。

9 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合は、同価になった場合、入札事務に関与しない職員が代理でくじを引きます。

10 再度入札

- (1) 落札者がいないときは、日程を指定して、改めて郵便入札の方法により、再度入札を行うこととします。この場合、参加者の皆様に、再度入札を行う旨を電子メールにより通知します。
この通知には、1回目入札時の最低入札額、入札書の郵送先、ならびに提出期限等を記載するものとします。
- (2) 再度入札の回数は、原則として1回とします。
- (3) 第1回目の入札における入札辞退者、入札遅刻者、無効の入札をした者は、再度入札に参加することができません。
- (4) 再度入札を通知された場合は、(1)の通知に記載された提出期限までに、「4 入札の方法」により、入札書等を郵送することとします。
- (5) 再度入札対象者が、1名である場合は、入札を中止します。

11 異議の申立て

入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。